



大根占町 おおおじめ

昭和44年10月15日 No. 199

編集と 鹿兒島県肝属郡大根占町役場
発行 企画室 企画係
(電話 大根占局 2-0511~0515)
印刷 逆瀬川印刷所 (電話 2-0140)

☆ 学校統合特集 ☆

大根占町 中学校統合のしおり

こどもの幸福のため、早くよい
中学校をつくりあげましょう

1. 学校統合と時代のなりゆき

(1) 中学校の適正規模

中学校の規模が大き過ぎるときは指導の手が個々の生徒に行き届かない面もあり(五十一七十学級)、逆に小さ過ぎるときは施設・設備などに経費がかかり教員組織が思うようにいかず、また集団生活に欠けるうらみもある(三十四学級)。

このように、学校規模は大き過ぎても小さ過ぎても好ましくない面をもっているが、それでは中学校の適正規模とは、どれくらいをいうのだろうか。理論的にも学級数いくら、生徒数幾人が最適の規模であるとは簡単に結論づけられないが、今までの実績や学問的な根拠をもとにして、学校教育法施行規則に

(学級数) 第十七条、第五十五条 小・中学校の学級数は十二学級以上、十八学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、その限りでない(生徒数五百一八百人程度)。

※それでは、大根占町の現在の学級数(昭四四、五、一現在)はどうなっているか。

(第1表)
この表のとおり、大根占中が現在(四十四年度)ようやく

(第1表)

学 校 名	生 徒 数			学 級 数
	男	女	計	
大根占中	216	220	436	12
神 川 中	124	135	259	7
宿利原中	67	70	137	5
池 田 中	85	97	182	6
計	492	522	1,014	30

学校経営の問題は、むしろ小規模校ほど切実な面が多いのである。

(2) 学級・生徒の減少と学校統合

戦後のいわゆる、ベビーブームによる児童・生徒急増の波が通り去った今日では、逆に学級減・小規模校化が全国的な傾向として、社会的現象として人口の都市集中化のため、農山村地域ではさらに生徒の減少が著しくなり、年ごとに学級数が減る状態が各地に見られるようになった。このような社会的現象や生徒数の減などによって、このままでは中学校教育の近代化や教育効果の飛躍的向上は望むべくもなく、その解決策としての統合が切実な問題としてとり上げられるようになってきた。

A. 大根占町各中学校の学校規模(学級数)の推移

校 名	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
大 根 占 中	12	12	12	11	10	9	9	9	9	9	8
神 川 中	7	6	7	7	7	6	6	6	6	5	4
宿 利 原 中	5	5	6	6	6	5	4	3	3	3	3
池 田 中	6	5	5	5	6	5	4	3	3	3	3
生 徒 総 数	1,014	992	1,031	984	943	859	829	779	727	647	573
学 級 数 合 計	30	28	30	29	29	25	23	21	21	20	18
参考 統合学級数	25	24	24	23	22	21	21	20	18	16	14

B. 肝属地区各市町別学校数の実態

市 町 名	中学校数	小学校数	中央大規模校	備 考
垂 水	6校	9校	垂水中(18学級)	垂水中に吸収予定(水之上中、大野中)
鹿 屋	(1) 7	(1) 21	鹿屋中(31学級)	
串 良	3	3	串良中(13学級)	
東 串 良	1	2	東串良中(19学級)	
内 之 浦	4	(1) 6	内之浦中(14学級)	内之浦小に吸収予定(小串小、津代小、宮原分校)
高 山	5	6	高山中(21学級)	国見小新設(後田小、本庄小) 44年度実質
吾 平	2	4	吾平中(15学級)	吾平中に吸収予定(神野中) 48年度
根 占	3	(1) 5	根占中(16学級)	
田 代	2	2	田代中(11学級)	
佐 多	7	7	佐多中(8学級)	
大根占町	4	4	大根占中(12学級)	

△郡部では、佐多・高山町に次いで中学校数が多い。

△中央大規模校も小さいほうから数えて三番、佐多中・田代中の次が大根占中となっている。

2. なぜ学校統合が必要であるのか。

(小規模校経営の問題点)

(1) 中学校は、教科担任制で各教科専門の教諭(その教科の免許をもった)が各教科を教えるのがたてまえである。

(国、社、数、理、音、美、保健、技、家、外)十教科
中学校では、十教科十三教

科教えねばならない。各学年ごとにそうであり、また各教科ごとに一週三〜五時間内の授業時数が定められており、教師の能力も一週二十四時間ぐらいが基準であるので、中学校では各教科専門の教師の数が足りないことが多いということになる。

しかし、中学校の規模(学級数)によって、その学校に配置される教師の数は定まっている。(定数法)

すなわち、その配置基準は(校長、養護教諭、事務職員を除く)

三学級中学校	六人
四学級中学校	十人
五学級中学校	十二人
六学級中学校	十三人
七学級中学校	十三人
八学級中学校	十三人
九学級中学校	十三人
十学級中学校	十三人
十一学級中学校	十三人
十二学級中学校	十三人
十三学級中学校	十三人
十四学級中学校	十三人
十五学級中学校	十三人
十六学級中学校	十三人
十七学級中学校	十三人
十八学級中学校	十三人
十九学級中学校	十三人
二十学級中学校	十三人
二十一学級中学校	十三人
二十二学級中学校	十三人
二十三学級中学校	十三人
二十四学級中学校	十三人
二十五学級中学校	十三人
二十六学級中学校	十三人
二十七学級中学校	十三人
二十八学級中学校	十三人
二十九学級中学校	十三人
三十学級中学校	十三人

規模校ほど免許外の教科を二教科(三教科担当する教師が多いこと)になる。

中学校の性格として、三教科以上を二つの学年以上にわたって担当することは無理であり、まして基礎学力の向上を期待することもできないのである。これが小規模校の避けられない現実である。

ホ、十八学級以上の適正規模校においては、各教科ごとの専門教師もそれぞれ二〜五人の配置ができることになり、専門外の教科を二〜三教科担任しなければならぬ教師もごく少数(二〜三人)となる完全に一人一教科主義が実現できるのは、二十九学級以上の超大規模校である。

ヘ、(例)二十三学級の学校(配置定員三十六人)

内訳：国語五人、社会五人、数学五人、理科五人、音楽二人、美術二人、保健三人、技家三人、英語五人、教頭一人計三十六人

ただし、教師一人当たりの週時数(約二十三〜二十四時間)を均分化するため、二〜三教科担当教師も数人あることは止むを得ない。

備考 この学校の各教科の一週授業時数

一年七学級、二年八学級、三年八学級、計二十三学級	国語百七時、社会百時、数学九十一時、理科九十二時、音楽四十六時、美術三十八時、体育六十九時、技家六十九時、英語百八時
--------------------------	--

ト、昭和四十四年度本町各中学校における免許教科の指導時数と免許外の指導時数は次のとおりである。

(第四表)

※この表で明らかであるように、免許教科(専門教科)で指導する比率は七十二パーセントで、専門教科以外の指導時数の比は二十八パーセントとなっている。学力の向上を期するには何としても専門教科の指導によらねばならないが、このためには学校規模が小さくてはできないことである。

(2) 生徒の能力や進路に応じて、英語・数学・職業・音楽・美術などを選択学習させることになっているが、小規模校では各教科専門の教師数不足のため思うように実施できない。

(第4表)

	職員数	指導時間数の内訳			免許教科のみ	免許教科と1教科	免許教科と2教科	免許教科と3教科	免許外のみのみ
		総時数	免許時数	免許外の時数					
大根占中	19	384	314 (81.8%)	70 (18.2%)	13人	4人	6人	0人	2人
神川中	12	222	146 (65.4%)	76 (34.6%)	4	6	2	0	0
宿利原中	9	166	96 (57.8%)	70 (42.2%)	2	6	1	0	0
池田中	10	191	139 (72.8%)	52 (27.2%)	4	3	2	1	0
計	50	963	696 (72.1%)	268 (27.9%)	23	19	5	1	2

(3) 数学・英語などは教科の性格上、能力別編成の授業が効果を上げやすいとされているが、これも前項と同様に小規模校では困難である。

(4) 同年の学級相互、教員相互のせき。

同一学年一学級の場合、学級経営にもなにか孤立感がつきまとい氣勢が上らないし、教師の教科などの研究組織も一教科一人では相互の研究もできない。少なくとも同年五・六学級全校十八学級以上となれば、教員数も二十五人以上となり、各教科部もその教科を専門とする者が数人で組織できる。その他特活におけるクラブ活動、出張・事故などによる補欠授業の運営などを考えると学校規模の小さいことは致命的欠陥といえる。

(5) 小規模校においては、養護教員・事務職員の配置が困難で、いきおい教科担任教師の負担に待たなければならぬ。また学級担任事務、PTA、学校活動事務分担、社会教育関係など、分担量が大き規模校とは大きな差があり教育本来の仕事に無理を重ねることになる。

(6) 教職員の人事行政においても、前記のような理由から教員は小規模校の勤務を好まない傾向が強く、現実大根占町の中学校は希望0地帯の声が高く、各学級の職員構成に困難を感じている。

(7) 教育の社会性と社会教育イ、小規模校では、生徒の集団組織は小であり、地域は狭く単調である。このような環

(第5表) 個人特点の学校規模別平均 (中学校 2年) 昭和43.9.5-6実施

学級数	国語	社会	数学	理科	英語
5学級以内	46.1	46.6	33.0	47.8	37.3
6-11学級	55.3	54.6	39.8	52.2	46.8
12-18学級	55.5	52.3	42.4	48.1	41.4
19学級以上	47.6	46.5	36.7	43.4	42.0

境のみからは、人間関係が固定しやすく、近代的社会性の陶や困難である。

(8) 学級規模と学力

教育効果判定の一資料として県教育センターの学力調査をとりあげてみると次のようなことがいえる。

イ、学級規模が増大するにしたがって平均点が上がる傾向が、教員の数が多いたる平均点は高くなる。

(9) ひとり教科の学力の問題だけではない。先進統合中学校(東郷中、牧之原中、牧園中など)の例を見ても、生徒のクラブ活動が活発に盛り上って各種目標達成の大会・全国大会などにおいて優勝、また準優勝と高位の実績を数々あげている。このことは、単に体育のためばかりでなく、子どもの内面的な誇り、自信の盛り上がりとなり、生活全般にいつも積極的な意欲を持つようになり、自発的学習意欲を推進し、また少年非行などの暗い生活面が影をひそめるといふ影響面も大きく評価されている。

過度に大規模校の場合、生徒の個別指導に手が届かないため必ずしもよい結果ばかりでないことも事実であるが、これは数少ない例外というべきで、大いに警戒すべき点である。

身の衰れた子どもの実例は、最近のことである。一見小さなことでも、子供の心に与える影響は恐ろしいものである。子どもに対して、幼時から豊かな社会性を身につけさせることの重要性を痛感する次第である。

(10) 財政上の問題

学校統合の目的は、一に教育効果の向上にあり、財政上においては必ずしも負担軽減とはならないのではないかと考える。今後更に教育投資の増大が予想されるところであり学校の統合・大規模化によって、ばく大な教育費の効率的投資を期待したい。

イ、人件費……極端な引例であるが(県下)

生徒二十三人：教員五人＝教員一人：生徒四・六人

生徒三千人：教員百人＝教員一人：生徒三十人

規模が小さくなると生徒一人当たりの人件費は高いものになることが了解できる。

町費においても、小規模校四中学校に対してそれぞれ養護婦・司書・用務員・給食婦・校医・歯科医などを配置するとすれば、これに伴う諸経費の負担はばく大な非効率的投資となるわけである。

ロ、物件費……施設・設備の基本的なものは、学校の大小にかかわらず整えなければならぬ。校舎・校地などのように学校規模によって広さや数量のきまるものもあるけれども、それにしても規模に比例するものでもない。

△理科教育振興法による理科教育設備基準を取り上げてみる。中学校(国庫補助による)に自給への道をたどった県出

身の衰れた子どもの実例は、最近のことである。一見小さなことでも、子供の心に与える影響は恐ろしいものである。子どもに対して、幼時から豊かな社会性を身につけさせることの重要性を痛感する次第である。

(11) 財政上の問題

学校統合の目的は、一に教育効果の向上にあり、財政上においては必ずしも負担軽減とはならないのではないかと考える。今後更に教育投資の増大が予想されるところであり学校の統合・大規模化によって、ばく大な教育費の効率的投資を期待したい。

イ、人件費……極端な引例であるが(県下)

生徒二十三人：教員五人＝教員一人：生徒四・六人

生徒三千人：教員百人＝教員一人：生徒三十人

規模が小さくなると生徒一人当たりの人件費は高いものになることが了解できる。

町費においても、小規模校四中学校に対してそれぞれ養護婦・司書・用務員・給食婦・校医・歯科医などを配置するとすれば、これに伴う諸経費の負担はばく大な非効率的投資となるわけである。

ロ、物件費……施設・設備の基本的なものは、学校の大小にかかわらず整えなければならぬ。校舎・校地などのように学校規模によって広さや数量のきまるものもあるけれども、それにしても規模に比例するものでもない。

△理科教育振興法による理科教育設備基準を取り上げてみる。中学校(国庫補助による)に自給への道をたどった県出

(第7表)

学級数	小	中	大	大根占中	小・中・大
1-5	1,593,930	1,841,070	2,504,050	ある	ある

(第8表)

学級数	A 小	B 小	C 小	D 中	E 中
生徒数	404	277	145	506	250
総額	610,813	585,413	442,040	849,156	758,812
平均1人	1,512	2,113	3,083	1,678	3,035

(第9表)

学級数	大根占中	神川中	宿利原中	池田中	計
生徒数	436	259	137	182	1,014
総額	967,300	412,200	319,400	411,100	1,810,000
生徒1人当平均	1,531	1,592	2,331	2,259	1,785

(第9表)

※5.262m²中

中	内之	東	中	吾	中	高	中	根	名	校	学
563	721	1,279,000	1,236,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
2,030	1,773	1.773	2.016	1.722	1.560	1.578	1.578	1.578	1.578	1.578	1.578

※5.262m²中
理科教室(2)音
楽教室(1)美術
教室(2)家庭教
室(2)職業教室
(1)普通教室
(24)屋内運動場
(1)を含むもので
ある。
〔備考〕
①これ以外、校長
室、職員室、議
事室、応接室、資
料室、用務員室、図
書室、体育倉庫、
普通倉庫、保健室
放送室、給食室、
職員更衣室、便所
、生徒会室、自
転車置場、プールな
どの施設が必要で
ある。
②国の助成5.262m²
=2.631m²×0.98(助成率)=
2.578m²
③5.262m²-2.578m²=2.684m²
×0.75(配賦率)=2.013m²
(起算財源)
④2.684m²-2.013m²=671m²
(町独自財源)

(2) 遠距離通学者に対する通
学費補助金(国)
統合により通学距離が拡大
し、バス・自転車などを利用
しなければならぬことにな
り、これに要する父兄負担も
重なることは免れない。
学校統合を推進する各市町村
では、この父兄負担を軽減す
るための対策に苦慮してい
る。経済的に恵まれない家庭
の生徒に対して通学費を支給
または補助すること。
口、遠距離通学者全員に通学
費を支給、または補助する。

ハ、バス会社とスクールバス
運行委託契約を締結し、その
費用を負担する。
ニ、スクールバスを購入し、
みづから運行する。
ホ、自転車購入のあつたまた
は購入費について、その費用
に補助金を出す。
などの対策をとる市町村に
対し、国がその一部を補助す
る措置をとっている。
●市町村が負担する通学費が
年額三十万円以上の市町村
は、片道六キロメートル以上
の者にかかる通学に要する交
通費
●補助額七千二百八十円(生
徒一人当たり年額)×遠距
離生徒×%限度額
●交通費の範囲は、交通機関
の旅客運賃及びバス会社など
とのスクールバスの運行委託
に基づく委託料
●補助期間は、国庫補助開始
後五か年とする。
(3) 要保護・準要保護生徒に
適用されるもの(国)
イ、寄宿舎居住費
これは、要保護・準要保護
生徒に対して市町村が寄宿舎
居住費の全部、または一部の
徴収免除を行なう場合、国が
これを援助するものである。
補助の対象となる経費は、
寝具・日用品などの購入費及
び食費であつて、国の定めた
額の範囲内で支を補助する。
昭和四十四年度予算におけ
る各費目の単価は
寝具費 年額 五千円
食費・日用品 一日 二百五十五円九十八銭
口、通学費

これは、市町村がその生徒
が必要とする交通費を支給す
る場合に国がこれに要する経
費を補助するものである。
補助対象となる通学費は、生
徒が通学のために利用する交通
機関の旅客運賃であつて、そ
の通学距離が中学生六キロメ
ートル以上の者である。
補助額(所定単価×支給生
徒数)×%補助として、
四十四年度予算単価
中学校 八千二百八十円
●学校統合に伴う遠距離生
徒通学費補助金(県)
イ、学校統合を推進し、合
せて父兄負担の軽減をはかる
ため、市町村が負担する学校
統合に伴う遠距離生徒にかか
る通学費に対し、県は四十二
年度からその一部を補助する
措置をとっている。
ロ、市町村が負担する通学費
が、年額三十万円以下の市町
村
ハ、その他補助対象の経費補
助金の額などは、すべて国の
場合と同じ
(5) 学校統合に伴う遠距離通
学生徒用自転車及び遠距離通
学用スクールバス購入費補助
金(県)
イ、主旨は、前記(4)のと
おりで、四十四年度からの新
しい制度である。
ロ、補助対象市町村は、自転
車並びにスクールバス購入費
を負担している市町村
ハ、次の各号に掲げる経費は
補助の対象としない。
●国・県の通学費補助金の対
象となつていない生徒

●交通機関を利用することが
可能であると認められる生徒
(通学時間帯)
●通学距離が六キロメートル
未満の生徒
●吸収統合の場合、吸収する
中学校の生徒
ニ、補助金の額・自転車購入
費一台当たり二万二千五百円
を限度として、実購入費の%
額
一年生 県補助 七千五百円
町 七千五百円以上
二年生 県 五千円
町 五千円以上
三年生 県 二千五百円
町 二千五百円以上
●スクールバス購入費一台当
たり二百万円を限度として%
の額
◇私たちの町においても、通
学距離の拡大が中学校統合の
大きな障害になると思われる
が、これに対しては通学道路
の整備や通学費援助などの町
独自の対策を考慮する必要が
あると考えられる。
ただいま町としては、去る
六月から大根占中学校統合
推進協議会を開催し、町長の
諮問に対してあらゆる角度か
ら研究し協議しておりますが
今後、校区協議会または部落
懇談会を開催する予定につき
その際は、多数御出席くださ
れ皆様からの建設的な御意見
御要望を遠慮なくお聞かせく
ださるようお願いいたします
追記 座談会では、この広報
紙「学校統合特集号」を説明
資料にいたします。たいせつ
に保管しておいてください。

町長から中学校統合 問題について諮問

諮問事項
過疎化現象が急激に進みつつある本町において、中学校の教
育効率の増高を図る施策として学校規模の適正化が必要と思考
されます。このために、中学校の統合を進めたいと存じます。
したがって、中学校をどのような規模でどのような統合を行な
うことが本町の中学校教育のあるべき姿であるか、また、その
推進はどのようにすべきであるかを御審議のうえ、答申くださ
れたく、諮問いたします。
昭和四十四年六月十四日
中学校統合推進協議会々々長殿
諮問理由
一、中学校設置当時の状況
現在、本町には四つの中学
校が各小学校区ごとに設置さ
れておりますが、六・三制学
制改革による新制中学校発足
当時は、戦後の混乱した時代
であり、中学校建設をめぐる
各地に紛争が発生していたよ
うであります。
本町の場合、このような紛
争を免れようとする考えと新
制中学校に対する認識が昔の
高等科の考えとして設立委員
を支配したのが、ごく簡単に
各小学校区ごとに設立するこ
とに決定され、学校教育上各
種の問題を残す結果となつて
いるようであります。
二、過去における中学校統合
計画
新しく地方自治法の下に地方
議会が生まれ地方自治活動は
活発になってきつつありまし
たが、中学校のあり方につい
ても町議会が議論がなされ、
統合が検討されたようであり
ます。
当時の構想としては、神川
十太根占、池田十宿利原の統
合で、その第一段階として神
川十太根占が検討されました
が、当時は物資が極端に不
自由な時代で、まず服装から整
えねばならない。そんな経済
的余裕はない。また、教育の
機会均等とは、学校を集中す
ることではなく各辺地に学校
を設置してくまなく教育をさ
せることであるとの意見が多
く、大根占を除いては反対意
見が強く、しかも県下各地で
中学校統合による紛争が絶え
ず、執行部はあまりタッチせ
ずその推移を見守っておりま
したが、統合を積極的に推進
された議員の死亡によって、
この問題はさたやみになった
ようであります。……(その
間に高校設立県立移管などで
忙殺されていた)……
昭和三十三年頃、再び中学
校統合論が台頭し、そのとき
は神川、大根占において、池
田十宿利原の線で委員会が発
足しましたが、わずか二回の
委員会解散されております
三、その後の経過と今日の状
況 以上のような経過をたど
って今日に至っておりますが

中学校の規模はいかにあるべ
きか、学力向上のために中学
校の規模はどのようにあるべ
きか、そのために中学校の統
合は必要かどうか、本格的に
議論されたこともなく、かつ
当時としては、人口は増加す
る傾向にあり(池田、宿利原
の両校は分校から独立校に昇
格)むしろ人口の自然増によ
り適正規模になるかのごとき
錯覚をいだいていたようであ
ります。
池田内閣による高度経済成
長政策がとられるに至るや、
悩みの種であった二・三男対
策は一気に解決し、逆に労働
力不足をつげる過疎現象を生
ずるに至り、そのうえ産制な
ども徹底し過ぎ、生徒・児童
は減少の一途をたどり、この
ままの状況では池田・宿利原
はもとより、神川中まで分校
になりかねないありさまで、
将来の生徒・児童の数は驚く
べき減少の数字を示すに至っ
ております。
したがって、中学校教育は
生徒の減少のため学級減とな
り、専門教師は不足しがちと
なり、地域の学力差はますます
増大する傾向にあるのは当
然と思ひます。
そこで、本町の将来を担う
子どもを育成のために、中学
校の統合がぜひ必要ではない
かと存じます。よって、町内
の中学校をどのように統合す
ることが、最も望ましい姿で
あるかを諮問申し上げる次第
であります。
将来の本町教育発展のため
各位に御審議をお願いし、答
申をいただきます。

県下学校統合実施状況

(昭和30年度以降)

44.5現在

番号	市町村名	期日	種類	学 校 名	生徒の収容校	番号	市町村名	期日	種類	学 校 名	生徒の収容校
1	加治木町	昭31.3	吸収	鎮守分	永原中	17	出水市	40.8	吸収	切通分	米之津中
2	国分市	"	新設	国分中、清水中、東襲山中	国分中	18	志布志町	41.3	"	四浦分	田之浦中
3	伊集院町 (下伊集院村)	32.3	吸収	下伊集院西中	東市来中	19	十島村	"	"	朝日分	中之島中
4	郡山町	"	"	大谷中	郡山中	20	蒲生町	41.5	"	西浦分	蒲生中
5	山川町	"	新設	利永中、徳光中	山川西中	21	栗野町	42.3	"	幸田中、栗野西中	栗野中
6	和泊町	"	"	和泊一中、和泊三中	和泊中	22	財部町	42.4	新設	財部中、中谷中	財部中
7	徳之島町 (旧亀津町)	"	"	亀津一中、亀津二中	亀津中	23	隼人町	42.3	吸収	中福良中	日当山中
8	大隅町	"	"	坂元分、折田分	大隅北中	24	宇検村	"	"	須古中	田検中
9	徳之島町 (東天城村)	33.3	"	花徳中、母間中	東天城中	25	国分市	43.4	新設	東国分中、敷根中	国分南中
10	知名町	"	"	知名中、下平川中	知名中	26	薩摩町	"	"	求名中、永野中、明和中 の一部	薩摩中
11	輝北町	34.3	"	百引中、平岡分	百引中	27	菱刈町	"	"	菱刈中、本城中	菱刈中
12	垂水市	34.4	"	新城中、柊原中	垂水南中	28	蒲生町	"	"	蒲生中、漆中、大山分	蒲生中
13	出水市	35.8	吸収	丸塚分	出水南中	29	溝辺町	43.3	吸収	竹子中	溝辺中
14	福山町	36.3	新設	牧之原中、比曾木中	牧之原中	30	牧園町	43.4	新設	牧園中、万膳中、高千穂中 三休中、中津川中、持松中	牧園中
15	東郷町	36.4	"	東郷中、東郷東中、藤川中	東郷中	31	霧島町	43.3	吸収	永水中	霧島中
16	指宿市	40.4	"	今和泉中、池田中	西指宿中	32	末吉町	"	"	黒仁田分	南之郷中

大根占町図

距 離 (単位km)

大中～神中 5.2 大中～池中12.7

神中～宿中 5.9

宿中～池中 6.2

※図表の距離は町教委正門前からの距離を示す

